個人情報の保護に関して契約書に盛り込むべき内容

甲:公立学校共済組合岡山支部

乙:株式会社 0000000

1 再委託の禁止

乙は、甲の承認を受けた場合を除き、委託業務の全部又は一部を他の者に再委託することはできない。

2 第三者提供等の禁止

乙は、甲から提供された個人情報を第三者に提供し、又は開示してはならない。

3 安全確保の措置

乙は、個人情報保護のため管理者を選任し、個人情報の漏えい、毀損の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

4 利用制限

乙は、個人情報を受託業務以外の用途に使用してはならない。

5 複写及び複製の禁止

乙は、個人情報に係る帳票及び磁気ディスク等(以下「記憶媒体等」という。)について、業務上必要な場合を 除き、複写又は複製してはならない。

- 6 記憶媒体の授受及び管理
- (1) 授受
 - ① 甲及び乙は、記憶媒体等の受渡しに当たって相手方、種類、数量等を確認し、記録するとともに受け取った記憶媒体は、直ちに所定の場所へ格納する等の措置を講じなければならない。
 - ② 乙は、記憶媒体等の搬送に当たっては、施錠できる容器を使用し、又は厳重な包装を行う等、滅失等を防止する措置を講じなければならない。
- (2) 管理
 - ① 乙は、記憶媒体等は、滅失等しないよう所定の場所に保管しなければならない。
 - ② 乙は、火災その他の災害及び盗難に備えて、記憶媒体等を所定の保管用具に収納し、又は予備ファイルを作成し、別個の施設に保管する等適切に管理しなければならない。
- 7 管理者の注意義務

乙は、個人情報の保護について細心の注意をもって管理するものとする。

- 8 管理状況及び事故発生時の報告義務
- (1) 乙は、甲から個人情報の取扱いについてその実施状況を求められたときは、文書により速やかに甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、業務遂行上事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その原因究明に努めるとともに、甲の指示により速やかに事故の処理に当たるものとする。
- 9 委託業務終了後の個人データの取扱い
- (1) 本契約に定める業務が終了した場合その他個人情報を保有する理由がなくなった場合は、乙は、速やかに当該帳票及び磁気ディスク等を甲に返却し、又は消去するものとする。
- (2) 帳票及び磁気ディスク等を廃棄する場合は、焼却その他確実な措置を講ずるとともにその旨を記録しなければならない。
- 10 契約の解除
- (1) 次の各号に該当した場合は、甲は催告することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - ① 乙が本契約に違反したとき。
 - ② 乙の個人情報の取扱いが不適当であると甲が認めたとき。
 - ③ 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - ④ その他乙に個人情報の取扱いについて本委託契約を存続しがたい事由があるとき。
- (2)(1)により本契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することはできない。
- 11 損害賠償

本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により本契約に定める条項に違反し、甲又は個人情報の本人に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。